

そとねっと利用規約

1. そとねっと利用規約（お申込に際しての注意事項）
2. そとねっとWi-Fi設置オプション利用規約（そとねっとWi-Fi設置オプションの提供条件について）
3. そとねっとオンライン販売規約

■契約解除（クーリング・オフ）に関する事項

当契約が[特定商取引に関する法律]の適用を受ける場合で、お客さまが契約解除（クーリング・オフ）を行おうとする場合には、下記内容を十分お読みください。

- ① この書面により勧誘を受け本申込書により契約を締結した日（その日の前に同法第4条または第18条の書面を受領した場合にあっては、その書面を受領した日）から起算して8日を経過する日までの間は、書面により契約の申込みの撤回または契約の解除を行うことができます。
- ② ①に記載した事項にかかわらず、お客さまが、ヤブシタエネシス株式会社または代理店が同法第6条第1項もしくは第21条第1項の規定に違反して契約の申込みの撤回もしくは契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、またはヤブシタエネシス株式会社または代理店が同法第6条第3項もしくは第21条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって当該契約の申込みの撤回もしくは契約の解除を行わなかった場合には、ヤブシタエネシス株式会社または代理店が交付した同法第9条第1項ただし書または第24条第1項ただし書に定める書面を契約者等が受領した日から起算して8日を経過するまでは、お客さまは、書面により当該契約の申込みの撤回または契約の解除を行うことができます。
- ③ 契約の申込みの撤回または契約の解除は、当該契約の申込みの撤回または契約の解除に係る書面を発した時に、その効力を生じません。
- ④ 契約の申込みの撤回または契約の解除があった場合において、ヤブシタエネシス株式会社は、その契約の申込みの撤回または契約の解除に伴う損害賠償または違約金の請求はいたしません。
- ⑤ 契約の申込みの撤回または契約の解除があった場合において、既に契約に基づきそとねっとのサービスが提供されたときにおいても、当該サービス提供に係る対価その他の金銭の支払を請求いたしません。
- ⑥ 契約の申込みの撤回または契約の解除があった場合において、契約に関連して金銭を受領しているときは、ヤブシタエネシス株式会社は、速やかに、その全額を返還いたします。
- ⑦ 契約の申込みの撤回または契約の解除があった場合において、契約に付随して購入いただいたヤブシタエネシス株式会社が販売するWi-Fi設置オプションサービス機器についても、購入解除をお受けします。ただし、予め機器を受渡済みの場合は、指定された期日までに機器の返却をいただきます。
- ⑧ 契約の申込みの撤回または契約の解除があった場合において、契約に係るサービスの提供に伴いお客さま等（同法第9条第1項または同法第24条第1項の申込者等をいう）の建物その他工作物の原状が変更されたときは、ヤブシタエネシス株式会社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。

【書面送付先】

〒108-0014 東京都港区芝5丁目20-9 東化ビル2階
ヤブシタエネシス株式会社 クーリングオフ係 行

そとねっと利用規約

この利用規約（以下「本規約」といいます）は、ヤブシタエネシス株式会社（以下「当社」といいます）が提供するそとねっと（以下「本サービス」といいます）について、本サービスの契約者と当社との間で成立する契約の内容を定めるものです。

第1条（定義）

本規約において、次に掲げる用語は、それぞれ次の意味で使用します。

- （1）「契約者」とは、本規約に同意のうえ、当社所定の手続きに従って本サービスの利用を申込み、当社がこれを承諾した個人または法人とします。
- （2）「利用資格者」とは、契約者の有する本サービスの利用資格に基づいて、本サービスを利用できる個人または法人をいい、本規約において、契約者とあわせて「契約者等」といいます。
- （3）「本サービス利用契約」とは、契約者と当社との間で成立する本サービスに関する利用契約をいいます。
- （4）「諸規定等」とは、当社が契約者に通知するサービス利用・操作説明書等の本サービスに関する細目等を定めた規定（注意事項等を含みます）をいいます。なお、諸規定等は、本規約の一部を構成するものとし、以下、本規約とあわせて単に「本規約」といいます。
- （5）「設置先」とは、契約者が当社に届け出たエネルギーセンサーが設置される場所をいいます。
- （6）「サービスサイト」とは、本サービスの契約者等のために、WEBブラウザ上で当社が提供するWEBアプリケーションをいいます。
- （7）「エネルギーセンサー」とは、分電盤（ブレーカー）に取り付けるセンサー機器をいいます。
- （8）「買取機器」とは、エネルギーセンサーを当社が契約者に販売したものをいいます。
- （9）「課金開始日」とは、当社が提供する本サービスの利用に係る料金（以下「利用料金」といいます）を算定する際の起算日をいいます。
- （10）「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他知的財産権（それらの権利を取得し、またはそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます）をいいます。

第2条（本サービス内容）

本サービスは、契約者と離れて暮らす家族や知人等の暮らしがわかるサービスで、エネルギーセンサーを設置先に設置し、契約者等は指定されたサービスサイトで設置先の家電の利用状況等を知ることができます。

第3条（本サービス利用および設備等）

1. 契約者は、本サービスの利用にあたり、本規約を遵守するものとします。
2. 契約者は、本サービスの利用にあたり、エネルギーセンサーを設置先に設置し、当該機器が無線LANを介してインターネット回線と接続されていることおよび当社が指定するサービスサイトへのアクセスが必要です。
3. 契約者は、設置先の居住者に本サービスの申込みをすること、かつ設置先の居住者および建物の権利者等にエネルギーセンサーが設置されることについて、予め承諾を得る必要があります。
4. 本サービスにおける設置先は、日本国内に限ります。

第4条（本規約の運用および変更）

1. 本規約に定める内容と諸規定等に定める内容が異なる場合には、諸規定等に定める内容が優先して適用されるものとします。
2. 当社は、民法第548条の4の規定にもとづき、本規約を変更することがあります。この場合、変更後の本規約の実施期日以後の本サービス内容は、変更後の本規約によります。
3. 当社は、本規約を変更する場合、変更後の本規約の実施時期までに相当な予告期間において、変更後の内容を電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。

第5条（契約の成立）

1. 本サービスの利用を希望するお客さまは、予め本規約の内容を確認し、同意のうえ、当社所定の手続きに従って、本サービスの申込みを行うものとします。本サービス利用契約は、お客さまからの申込みを当社が承諾したときに成立します。
2. 本サービスのサービス提供開始日は、設置先にエネルギーセンサーが設置された日から起算して10日後の日とします。ただし、再契約の場合で、すでにエネルギーセンサーが設置されており、かつ、インターネット回線と接続されている場合においては、再契約の申込の意思を表明した日から起算して10日後の日とします。

第6条（申込の不承諾）

当社は、次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの申込みを承諾しないことがあり、またその理由について一切開示義務を負わないものとします。

- （1）申込内容について、虚偽の記載、誤記、記載漏れまたは入力漏れがあったとき。
- （2）申込にあたり、申込者が指定したクレジットカードについて、株式会社ペイジェント（以下「請求事業者」といいます）またはクレジットカード会社等により利用料金の支払の手段として利用できないことが判明したとき。
- （3）本サービスを含む当社が提供するサービスに関する契約を解除され、もしくはこれらのサービスの提供を停止されたとき、またはそのおそれがあるとき。
- （4）本サービスを含む当社が提供するサービス等に関する債務の履行が滞ったとき、またはそのおそれがあるとき。

(5) 申込者が、未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、申込みが成年被後見人によって行われず、または法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかったとき。

(6) 第3条3項に定める設置先の居住者が本サービスの申込を承諾していない、または設置先の居住者もしくは建物の権利者がエネルギーセンサーが設置されることを承諾していないことが判明したとき。

(7) 本サービスの申込に必要な機器を所有している場合で、エネルギーセンサーおよびルーターのシリアルナンバーの確認ができないとき。

(8) 本サービスの申込に必要な機器を所有している場合で、エネルギーセンサーおよびルーターの正常な動作が確認できないとき。

(9) 日本国外からの申込みであるとき。

(10) エネルギーセンサーの設置先が日本国外であるとき。

(11) 本サービスの利用を希望する申込者と契約者が異なることが判明したとき。

(12) 第28条の定め違反するとき、またはそのおそれがあるとき。

(13) 当社の業務の遂行上または技術上支障をきたすと、当社が判断したとき。

(14) その他当社が適当でない判断するとき。

第7条（設備等の準備）

1. 契約者は、エネルギーセンサーの設置にあたり、通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる機器の準備、設置、接続および設定、回線利用契約の締結およびアクセスポイントへの接続、インターネット接続サービスへの加入ならびにその他自己が契約する本サービスに必要な準備を、自己の費用と責任において行うものとします。

2. 当社は、契約者等が本サービスを利用するために使用する通信機器、ソフトウェアおよびこれらに付随して必要となる全ての機器との互換性を確保するために、当社の管理する設備、システムまたはソフトウェアを改造、変更もしくは追加等、本サービスの提供方法を変更する義務を負わないものとします。

第8条（本サービスの利用）

1. 本サービスは、契約者等のみが利用できるものとします。なお、契約者は、利用資格者に対し本規約の内容を知らしめ、遵守させるものとし、利用資格者の作為または不作為につき、自らのものとして当社に対し責任を負うものとします。

2. 本サービスの利用に関連して、契約者等が、第三者もしくは当社に対して損害を与えた場合、または契約者等と第三者との間で紛争が生じた場合、当該契約者等は、自己の費用と責任において、かかる損害を賠償またはかかる紛争を解決するものとします。

第9条（パスワードおよびログイン用アカウントの管理）

1. 契約者等は、自己の責任において、本サービスに関するパスワードおよびログイン用アカウントを適切に管理および保管するものとし、これを第三者に利用させ、または貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。

2. パスワードまたはログイン用アカウントの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用などによって生じた損害に関する責任は契約者等が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。

第10条（本サービスの課金開始日）

1. 本サービスの課金開始日は、第5条2項で定めるサービス提供開始日からとなります。なお、本契約の成立日が月の途中の場合における本サービス利用料は、日割計算によって得た額とします。

2. 契約者は、利用期間中に第11条2項、第14条または第15条により本サービス利用契約が終了した場合は、当社に対し別紙1料金表で規定する設置作業料の残額分を支払うものとします。ただし、当社が、別に定める場合はこの限りではありません。

第11条（契約者等の氏名等の変更、設置場所）

1. 契約者は、契約者等の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、利用料金の支払方法として指定したクレジットカード番号およびその有効期限等の契約者が当社に届け出た情報に変更があった場合には、当社が定める方法により速やかにその旨を当社に届け出るものとします。なお、契約者は、該当の届け出がない場合に、当社が本サービスを提供しない場合があることを予め承諾するものとします。

2. 前項の変更のうち、エネルギーセンサーの設置先の変更が伴う場合には、契約者は、本サービスの利用契約を解約するものとします。

第12条（サービス提供の中断）

1. 当社は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を中断することができるものとします。

(1) 本サービスにかかるコンピュータ、システム、電気通信設備、または通信回線等の点検、保守作業その他工事等を行うとき。

(2) 本サービスにかかるコンピュータ、システム、電気通信設備、または通信回線等が事故により停止したとき。

(3) 地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変等の不可抗力により本サービスの運営ができなくなったとき。

(4) その他、当社が中断を必要と判断したとき。

2. 当社は、前項により本サービスを中断する場合には、予めその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第13条（サービスの利用停止）

1. 当社は、次のいずれかに該当する場合は、当社が定める期間、本サービスの提供を停止することができるものとします。

- (1) 契約者等が当社に届け出ている情報に変更が生じているにもかかわらず、その変更についての届出を怠っていることが判明した場合、または当社に届け出ている内容が事実と反することが判明した場合。
 - (2) 契約者等が第三者に支障を与える使い方で本サービスを利用した場合。
 - (3) 本サービスの料金等の支払いを怠った場合および、当社に対するその他の債務の履行を怠り、または怠るおそれがある場合。
2. 当社は、前項により本サービスを停止する場合には、予めその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
 3. 契約者は、利用停止期間中であっても、その期間中に生じた利用料金についてこれを支払うものとします。

第14条（当社が行う契約解除）

1. 当社は、次のいずれかに該当するときは、契約者に事前に通知することなく、直ちに本サービス利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。
 - (1) 本サービス利用契約成立後に、第6条各号に該当する事由、その他当社が本サービス利用契約の締結を拒否すべき事由が判明したとき。
 - (2) 支払停止もしくは支払不能となり、または破産手続開始、民事再生手続開始もしくはこれらに類する手続きの開始の申立てがあった場合。
 - (3) 当社が、第13条に基づき本サービスの提供を停止した場合で、停止後当社の指定する期日までにその原因となった事由が解消されない場合。
 - (4) 契約者が、第16条7項および第19条1項各号に規定する禁止行為を行ったとき。
 - (5) 契約者等が、当社の問い合わせ窓口等に長時間の電話を行う、同様の問い合わせを過度に繰り返す、不当な義務もしくは要求等を強要する、または嫌がらせを行う等、当社の業務に支障を来したとき。
 - (6) 第16条1項で定める当社が委託する設置業者による設置先へのエネルギーセンサーの設置にあたり、訪問日の調整を求める連絡に対して、15日以上連絡が取れなかったとき、または設置業者と訪問日の調整を行ったにもかかわらず当日不在が複数回発生したとき。
 - (7) 契約者等が本規約に違反したとき。
2. 前項による本サービス利用契約の全部または一部の解除は、当社の契約者に対する損害の賠償請求を妨げないものとし、当社は、本条に基づき当社が行った行為により契約者等に生じた損害について一切の責任を負いません。

第15条（契約者による本サービス利用契約の解約）

1. 契約者は、毎月末日付けにて本サービス利用契約を解約することができます。この場合、契約者は、当社所定の手続きにて毎月20日までに当社に届け出るものとします。
2. 解約月の利用料金については、別紙1料金表の定めるところによります。
3. 本サービス利用契約の解約にあたり、当社に対し負っている債務がある場合には、契約者は、当社に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務を支払うものとします。

第16条（機器の取扱い）

1. 当社は、本サービス利用契約の申込みを承諾したときは、設置先に当社が指定するエネルギーセンサーを当社が別途指定する設置業者に委託することにより、設置するものとします。
2. 契約者は、設置先にエネルギーセンサーを設置することについて、同意するものとし、予め居住者および建物の権利者の承諾を得るものとします。
3. 契約者等は、エネルギーセンサーを善良なる管理者の注意をもって使用および保管するものとします。
4. 契約者等は、本サービス利用契約の契約期間中、常にエネルギーセンサーを電源に接続し、通信機能を有するものは通信が可能な状態を維持する等、本サービスが正常に提供される状態を保つものとします。
5. 契約者等は、本サービス利用契約の期間中、当社または当社が委託した第三者がエネルギーセンサーの通信状況等の監視を遠隔に行う場合があることを承諾するものとします。
6. 当社以外から購入または譲渡されたエネルギーセンサー等を使用し、本サービスを再契約する場合は、当社が別途指定する設置業者に委託することにより、設置するものとしますが、機器が正常に動作しない場合において一切の責任を負いません。
7. 契約者等は、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。
 - (1) エネルギーセンサーを分解、解析、改造、改変もしくは損壊し、またはその他の方法によりその原状を変更すること。
 - (2) エネルギーセンサーに搭載されているソフトウェアもしくはプログラム、別途ダウンロードするソフトウェアもしくはプログラムの全部もしくは一部を複製もしくは改変し、または第三者に譲渡もしくは使用権を設定し、または当社もしくは第三者の所有権、知的財産権その他の権利を侵害すること。

第17条（再契約）

1. 契約者は、契約者から本サービス利用契約を解約後で、本サービスに必要な機器を所有している場合のみ、本サービスの再契約を申し込むことができます。
2. 当社は、第18条1項にかかわらず、再契約後の機器の保証はしないものとします。
3. 再契約にあたり、別紙1料金表に定めた再登録手数料およびデータ消去料を申し受けます。

第18条（買取機器の保証）

1. 買取機器の保証期間は、設置先にエネルギーセンサーが設置された日から1年間とします。ただし、当社が、別に定める場合はこの限りではありません。
2. 契約者等は、購入品が正常な使用状態で動作しない等の故障が生じた場合には、当社に対し、速やかにその旨を連絡するものとします。
3. 当社は、契約者等からの連絡に基づき、保証期間内であれば同一機器の正常品もしくは同等の機能を有する機器を交換品として当社が定める方法で送付するものとします。なお、保証期間を経過した場合は、買取機器の修理や交換にかかる実費、交換品の配送費用や再設置に要する費用等を申し受けるものとします。
4. 契約者等は交換品を受領後、当社が別途定める方法に従い、当社指定の場所に故障した機器を速やかに返却するものとします。返却にかかる配送費用は当社負担とします。契約者等が返却しない場合は、当社は契約者に対し、交換品の実費相当額を請求する場合があります。
5. 契約者等は返却にあたり返却する機器内のファイルおよびプログラム（契約者等が作成したファイル、インターネットもしくはパスワードその他の設定、または契約者等がインストールしたアプリケーションもしくは音楽データなどを含みますが、これらに限られません。以下同じとします）のバックアップを作成し、かつ返却する機器内のファイルおよびプログラムを消去のうえ、返却ください。当社に返却された返却機器内のファイルおよびプログラムがすべて消去されることに予め同意するものとし、当社は、当該返却機器内のファイルおよびプログラムの消失によって契約者等に生じた損害については一切責任を負わないものとします。

第19条（禁止事項）

1. 契約者等は、本サービスに関して次の行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 本サービスを営業目的で利用する行為または自己以外の第三者に本サービスを利用させる行為。
 - (2) エネルギーセンサーおよびサービスサイトを本規約等に違反する方法または違反するおそれのある方法で利用し、または使用する行為。
 - (3) 当社、本サービスの他の契約者またはその他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為。
 - (4) 差別もしくは誹謗中傷し、または信用を毀損する行為。
 - (5) 本サービスに含まれるプログラムについて、複写、複製、改変、ネットワーク上へのアップロード、送信または頒布をする行為。
 - (6) 本サービスの全部または一部について、逆アセンブルもしくは逆コンパイル等のソースコード解析作業をする行為。
 - (7) 事実と反する情報を送信もしくは掲載する行為、または情報を不正に書き換える、改ざんする、もしくは消去する行為。
 - (8) 本サービス、または第三者が管理するサーバー等の設備の運営を妨げる行為。
 - (9) コンピューターウイルス等有害なプログラムを使用もしくは提供する行為、またはそれらを支援、宣伝もしくは推奨する行為。
 - (10) 他の利用者になりすまして本サービスを利用する行為。
 - (11) 法令もしくは公序良俗に違反し、または他の契約者もしくは第三者に不利益を与える行為。
 - (12) 犯罪行為に関連する行為。
 - (13) 前各号に定める行為を助長する行為。
 - (14) 前各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為。
 - (15) その他、当社が不適切と判断する行為。
2. 当社は、何人に対しても、前項に定める契約者等の行為が行われないよう監視し、またはこれを阻止する等の義務を負わないものとします。

第20条（本サービスの廃止）

1. 当社は、本サービスの全部または一部を廃止することができます。
2. 当社は、前項により本サービスを廃止する場合は、サービスを廃止する日の3ヵ月前までにメール、サービスサイトおよびその他当社が定める方法で契約者に通知およびそとねとホームページ等に掲示するものとします。
3. 当社は、本条1項に基づく本サービスの廃止により、契約者等に生じる一切の損害について責任を負わないものとします。

第21条（契約者等の情報の取扱い）

1. 契約者等は、当社が本サービスおよびサービスサイトを提供するにあたり、契約者等が当社に届け出た情報および履歴情報（当社または委託先に記録される契約者等によるアクセス履歴、閲覧履歴、設置したエネルギーセンサーの動作履歴、サービスサイト等で登録した各種設定情報等の情報をいい、以下、同じとします）等の情報を取得し、当社が定める「プライバシーポリシー」に従って取扱うことに同意するものとします。
2. 契約者等は、本サービスおよびサービスサイトとの連携を承諾した他サービスの情報（SNS等のアカウントに紐付けられた情報等を含みます）を当社が取得し、当社が定める「プライバシーポリシー」に従って取扱うことに同意するものとします。
3. 当社は、契約者等が当社に提供した情報、データおよび履歴情報等を、個人を特定できない形での統計的な情報として、当社の裁量で、利用および公開することができるものとし、契約者等はこれに異議を唱えないものとします。

第22条（第三者への委託）

当社は、本規約に基づく当社の業務の全部または一部を第三者に委託して行わせることができるものとします。

第23条（料金）

1. 利用料金は、別紙1料金表に定めるところによります。
2. 契約者は、別紙1料金表に定められた金額を支払うものとします。
3. 当社は、利用料金を改定することがあります。この場合、当社は改定日の1ヵ月前までに、メール、サービスサイトまたはその他当社が定める方法で契約者に通知およびそつとねっとホームページ等に掲示するものとします。
4. 離島や離島に準ずる遠隔地など一部エリアでのエネルギーセンサー等の設置作業および契約者から依頼を受けた作業については、別途出張費用の実費を申し受けます。

第24条（利用料金の支払い）

1. 契約者は、契約内容に応じ、課金開始日から起算して、サービスの解約日が属する月の末日までの期間について、別紙1料金表に定める利用料金を暦月毎に支払う義務を負うものとします。
2. 契約者は、当社が契約者に対して有する利用料金その他本サービスに関する債権（以下「利用料金等」といいます）を請求事業者に譲渡することおよび利用料金等の請求を目的として契約者等が当社に届け出た情報を請求事業者に開示することを予め承諾するものとします。
3. 利用料金等については、当社が請求事業者に債権を譲渡したうえ、請求事業者が、契約者に対して請求します。
4. 契約者は、自らが指定したクレジットカードにより、当該クレジットカード会社の規約に基づいて利用料金等を支払うものとし、契約者から当社に申し出ない限り、継続して利用料金等を支払うものとします。
5. 何らかの事由により、契約者が指定したクレジットカードによる支払いができなかったときは、請求事業者は請求書等を発行のうえ、契約者に利用料金等を直接請求するものとし、契約者は、利用料金等を指定された期日までに支払うものとします。
6. 当社に特別な事情がある場合またはクレジットカード会社の規定により、2月以上の料金を当社もしくは請求事業者が指定する期日までに支払いいただくことがあります。

第25条（本サービスの利用不能による損害）

1. 当社は、当社の責めに帰する事由により、本サービスを全く提供ができなかった場合に、契約者等が本サービスを利用できなかった状態であることを当社が認知した時間から起算して48時間以上その状態が継続した場合に限り、次項に定める損害を賠償します。
2. 前項の場合、当社は、契約者等が本サービスを全く利用できない状態であることを当社が認知した時間以後その状態が連続した時間について24時間毎に日数を計算し、その日数に対応する利用料金を、発生した損害とみなしその額を賠償します。
3. 当社は、如何なる場合であっても、前項で定める損害以外の間接損害、特別損害、付随的損害、派生的損害、逸失利益、使用機会の喪失による損害等の責任を負いません。ただし、当社の故意または重大な過失による場合はこの限りではありません。

第26条（免責）

1. 当社は、本サービスが契約者等の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、契約者等による本サービスの利用が契約者等に適用のある法令に適合すること、および不具合が生じないことについて、何ら保証するものではありません。
2. 当社は、故意または重過失による場合を除き、当社による、本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能または変更、本規約の変更、契約者等の情報の削除、毀損または消失、本サービスの利用による機器の故障もしくは損傷、その他本サービスに関して契約者等が被った損害につき、賠償する責任を一切負わないものとします。
3. 何らかの理由により当社が責任を負う場合であっても、当社は、付随的損害、間接損害、当社の予見の有無にかかわらず特別損害、将来の損害および逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負わないものとします。

第27条（損害賠償請求）

契約者は、契約者等が故意または過失により当社に損害を与えた場合、当社に対してその損害を賠償するものとします。

第28条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者は、自らが反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ利用契約期間中該当しないことを保証するものとします。なお、本条において「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、暴力団密接関係者およびその他の暴力的な要求行為もしくは法的な責任を超えた不当要求を行う集団または個人をいいます。
2. 契約者は、本サービスの利用に関して、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを、保証するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて当社の信用を棄損し、または当社の業務を妨害する行為。
 - (5) その他前各号に準ずる行為。
3. 当社は、契約者が前二項の表明・保証に違反した場合、または、本契約の履行が反社会的勢力の活動を助長しもしくは反社会的勢力の運営に資すると判断した場合には、かかる事由が生じた時点以降いつ何時においても、何らの催告を要することなく、利用契約の

全部または一部を解除できるものとします。

4. 前項の規定に基づき当社が利用契約の全部または一部を解除した場合、当社は、当該利用契約の全部または一部を解除したことに起因して契約者に損害が生じた場合であっても、何らこれを賠償ないし補償することを要しないものとします。

第29条（権利帰属）

1. 契約者等は、エネルギーセンサーまたは本サービスを通じて当社が契約者に提供する情報（映像、音声、文章等を含みます。以下同じとします）等の本サービスに関する知的財産権が、全て当社または当社に対してエネルギーセンサー等を提供している者もしくは当該情報の利用を許諾した者に帰属するものであることを確認するものとします。また、契約者は、本サービス利用契約の締結が、本サービスに関する当社または当社に対してエネルギーセンサー等を提供している者もしくは当該情報の利用を許諾した者の知的財産権の使用許諾を意味するものではないことを確認するものとします。

2. 契約者等は、前項に定めるエネルギーセンサー等または情報等を自己の利用目的にのみ使用するものとします。

第30条（譲渡禁止）

1. 契約者は、当社の書面およびサービスサイトによる事前の承諾なく、本規約または諸規定等から生ずる当社に対する権利、義務の全部または一部を第三者に譲渡もしくは貸与し、または担保の目的に供してはならないものとします。

2. 当社は、本サービスにかかる事業を他社に譲渡する場合には、当該事業譲渡に伴い、利用契約上の地位、本規約に基づく権利および義務ならびに契約者等が当社に届け出た情報および履歴情報、その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、契約者は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

第31条（連絡・通知）

本サービスに関する問い合わせその他契約者等から当社に対する連絡または通知、および本規約の変更に関する通知その他当社から契約者に対する連絡または通知は、当社の定める方法で行うものとします。

第32条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。

第33条（協議解決の原則および管轄裁判所）

1. 本サービスに関連して契約者と当社との間で問題が生じた場合には、両者間で誠意をもって協議するものとします。

2. 前項による協議をしても解決できず、訴訟の必要が生じた場合、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第34条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定および一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

附則：

2021年1月7日制定

料金表

別紙 1

本表で定める各種料金は、毎月末日締めとし、利用月の翌月に、契約者が利用料金の支払いとして指定したクレジットカードに請求し、当該クレジットカード会社の規約に基づいて料金等を支払うものとしします。

1. 月額利用料金

(1) 月額利用料金は、毎月1日から月末までの利用分を「1月」として算定し、課金開始日が属する月より、サービス利用契約解約月まで暦月ごとに契約者から申し受けます。なお、本契約の成立日が月の途中の場合における本サービス利用料金は、日割計算によって得た額とします。

(2) 本サービスの解約日が、1月の期間中であっても、月額利用料金の日割計算はいたしません。

料金	Wi-Fi設置オプションなし	Wi-Fi設置オプションあり		
		3Gプラン	10Gプラン	25Gプラン
月額利用料金	1,980円(税込)	3,080円(税込)	4,180円(税込)	4,730円(税込)

※「Wi-Fi設置オプションあり」には、「そととねっとWi-Fi設置オプション」利用規約に定めた月額利用料金が含まれます。

2. 契約初期費用(契約手数料・設置作業料)

料金	Wi-Fi設置オプションなし	Wi-Fi設置オプションあり
契約初期費用	31,900円(税込)	

※契約初期費用は、初回のご請求時に申し受けます。

※契約初期費用には、契約手数料および設置作業料が含まれます。

3. エネルギーセンサー

料金	
Wi-Fi設置オプションなし	44,000円(税込)
Wi-Fi設置オプションあり	63,500円(税込)

※「Wi-Fi設置オプションあり」には、ルーター代金が含まれます。

4. 契約手数料および再登録手数料

料金	
手数料	4,400円(税込)

5. 作業料

料金	金額	
作業料	設置作業料	27,500円(税込)
	撤去作業料	27,500円(税込)
	SIMカード再設定料	27,500円(税込)

※お客さまのご要望で設置場所内の機器移設・設定等の訪問を承った場合、または、買取機器の保証期間経過後の修理・交換対応を承った場合に申し受けます。

※訪問時、ご不在の場合に申し受けます。

6. 出張料金

離島または離島に準ずる遠隔地など一部エリアでのエネルギーセンサー設置作業や契約者から依頼を受けた作業について、出張に要する実費を契約者から申し受けます。

7. データ消去料(再契約時)

料金	Wi-Fiオプションなし	Wi-Fiオプションあり
データ消去料	3,850円(税込)	

お申込に際しての注意事項

この注意事項（以下「本注意事項」といいます）は、そっとねっと（以下「本サービス」といいます）を申込む際に注意が必要な重要事項をご説明するものです。本サービスの利用に際しては、そっとねっと利用規約（以下「本規約」）とあわせてご確認いただいたうえで、本規約および本注意事項等に同意いただく必要があります。

<そっとねっとについて>

・本サービスは、契約者と離れて暮らす家族や知人等が居住する住居（以下「設置先」といいます）に、当社が指定するインターネットに接続する機器等を設置します。お客さまは、本サービスを申込むにあたり設置先の居住者にも本サービスの内容、本規約および本注意事項等をご説明いただき、予め承諾を得たうえで申込みください。

<お申込み条件>

1. 設置先について

・本サービスにおける設置先は、日本国内に限ります。

※離島または離島に準ずる遠隔地など一部エリアでのエネルギーセンサー設置作業や契約者から依頼を受けた作業については、出張に要する実費を契約者から申し受けます。

2. 予めご用意いただくもの

・本サービスの利用に際し、契約者は、お申込みいただいた本サービスの提供に必要なエネルギーセンサーを当社が設置する設置作業日までに、設置先の通信環境および本サービスを利用する上で必要なスマートフォンをご用意ください。

設置先の通信環境	スマートフォン（※タブレットは動作保証外）
FTTH・ADSL等のインターネット回線および無線LAN環境	AndroidOS5.0以上/iOS9以上が搭載されたスマートフォンかつSafari、Chromeのいずれかがインストールされていること。

3. すでに機器を所有している場合（再契約）

・設置作業は、当社が別途指定する設置業者により設置するものとし、設置作業料27,500円（税込）を申し受けます。

・エネルギーセンサー等のシリアルナンバーが確認できない場合は、本サービスの申込を承諾しない場合があります。

・新規購入以外の場合、エネルギーセンサー等が正常に動作することを当社が別途指定する設置業者により、確認するものとします。

正常の動作が確認できず、申込を承諾できない場合においても、設置作業料を申し受けるものとします。

・再契約には再登録手数料4,400円（税込）およびデータ消去料3,850円（税込）を申し受けます。

<サービスの提供開始日・課金開始日>

・本サービスのサービス提供開始日は、設置先にエネルギーセンサーが設置された日から起算して10日後の日とします。ただし、再契約の場合で、すでにエネルギーセンサーが設置されており、かつ、インターネット回線と接続されている場合においては、再契約の申込の意思を表明した日から起算して10日後の日とします。

・本サービスの課金開始日は、サービス提供開始日からとします。

<お支払い方法について>

・利用料金等の請求は、当社より株式会社ペイジェント（以下「請求事業者」といいます）に債権譲渡のうえ、請求事業者が、契約者が指定するクレジットカードに請求します。

・契約者は、契約者が指定するクレジットカードで、当該クレジットカード会社の規約に基づいて料金等を支払うものとし、契約者から当社に申し出ない限り、継続して料金等を支払うものとします。

・何らかの事由により、契約者が指定したクレジットカードによる支払いができなかったときは、請求事業者は請求書等を発行のうえ、契約者に直接請求するものとし、契約者は、当該請求に基づき指定された期日までに支払うものとします。

・契約者は、利用料金等を、請求事業者に譲渡することおよび利用料金等の請求を目的として契約者等が当社に届け出た情報を請求事業者に開示することを予め承諾するものとします。

<アカウントの発行について>

・当社は、契約者に対し、本サービスの利用に必要なログイン用アカウントを発行いたします。ログイン用アカウントの情報およびサービスサイトのURLの情報は、契約者のメールアドレス宛にメールでご案内いたします。

<設置作業について>

・お申込みいただいた機器（エネルギーセンサー、ルーター）は、お申込み時にご登録いただいた設置先の住所に送付いたします。

・本サービスの利用に必要なエネルギーセンサーの設置は、当社が委託する設置業者が設置先に訪問し、作業を行います。訪問にあたり設置業者より契約者に電話し、希望日を伺ったうえで設置作業日を調整させていただきます。なお、設置業者と訪問日の調整を行ったにもかかわらず当日不在が発生した場合は、本規約の別紙1料金表で定める設置手数料を申し受けます。

・契約者への連絡が一定期間経過しても繋がらない場合、または当日不在が複数回発生した場合は、本サービス利用契約を解除させていただきます。

・当社は、エネルギーセンサーを設置・撤去するにあたり、契約者からご提供いただいた氏名・住所・電話番号、設置先情報を、当社が委託する設置業者に開示いたします。

・設置・撤去作業にあたり、設置先の居住者の立ち会いが必要となります。ただし、設置作業日の調整は契約者とさせていただきますので、設置先の居住者との調整をお願いいたします。

- ・新規購入時の設置作業料27,500円（税込）は、契約初期費用に含まれます。
- ※「エネルギーセンサー」とは、分電盤（ブレーカー）に取り付けるセンサー機器をいいます。

<解約について>

- ・ご解約を希望される場合は、そとねっとホームページのマイページよりお手続きが可能です。
- ・毎月20日までにお手続きいただいた場合は、当月末日付けで解約となります。毎月21日以降にお手続きいただいた場合は、翌末日付けで解約となります。
- ・解約月の料金は、解約月の末日までの料金を申し受けます。
- ・撤去作業をご希望の場合は、オプションとして撤去作業料27,500円（税込）を申し受けます。設置業者より契約者に電話し、希望日を伺ったうえで撤去作業日を調整させていただきます。
- ・本サービス利用契約の解約における機器の撤去において、機器を取り外した箇所の復旧は当社ではいたしかねます。

<再契約について>

- ・当社にて、本サービス利用契約をしたことのある契約者は、本サービス利用契約の再契約を申し込むことができます。
- ・本サービス利用契約解約前に設置したエネルギーセンサーが分電盤に設置されたままで、インターネット回線と接続されている場合でも、機器が正常に動作することを確認するため、当社が指定した設置業者により、設置作業にお伺いする場合がございます。その際は、設置作業料27,500円（税込）を申し受けます。
- ・本サービス利用契約解約前の契約が「Wi-Fi設置オプションあり」だった場合には、当社が再発行したSIMカード（再発行手数料1,320円税込）を使用していただきます。再発行したSIMカードにより、再度設定をしていただく必要がございます。
- ・再契約にあたり、別紙1料金表に定めた再登録手数料およびデータ消去料を申し受けます。

<個人情報の利用目的>

- ・当社は本規約の第21条（契約者等の情報の取り扱い）に基づき本サービスの提供、本人確認、契約の締結・履行・解除、料金・サービス提供条件の変更、作業日および利用の停止・中止・契約解除の通知、料金の請求、資産・設備等の形成・保全、関連するアフターサービス、商品・サービスの改善・開発、商品サービスに関する電子メール・ダイレクトメール・電話・訪問などによるご案内、アンケートの実施、その他これらに付随する業務を行うために必要な範囲内において個人情報を利用させていただきます。
- ・当社は、前項の利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を業務委託先に開示・提供いたします。

<お問い合わせ>

【ヤブシタエネシス株式会社 そとねっとサポートセンター】

- ・電話でのお問い合わせ（土日祝日を除く10:00-16:30）
 - フリーダイヤル（固定電話からのみ） 0120-08-8282
 - ナビダイヤル（携帯電話、PHS、公衆電話） 0570-02-8282
- ・WEBフォームからのお問い合わせ
<https://sotto-net.com>

そとねとWi-Fi設置オプション利用規約

この利用規約（以下「本規約」といいます）は、ヤブシタエネシス株式会社（以下「当社」といいます）が、そとねとの契約者に対して提供する「そとねとWi-Fi設置オプション」（以下「本サービス」といいます）について、本サービスの契約者と当社との間で成立する契約の内容を定めるものです。本規約に同意いただけない場合は、当社が提供するサービスをご利用いただけません。

第1条（定義）

本規約において、次に掲げる用語は、それぞれ次の意味で使用します。

- （１）「契約者」とは、そとねとの契約者のうち、本規約に同意のうえ、当社所定の手続きに従って本サービスの利用を申込み、当社がこれを承諾した個人または法人をいいます。契約者は、本サービスの提供にあたり、当社から貸与されるSIMカードを使用し、または、使用について責任を負うものとします。
- （２）「利用者」とは、契約者または契約者の承諾を得て、当該SIMカードを利用する者をいいます。
- （３）「本サービス利用契約」とは、契約者と当社との間で成立する本サービスに関する利用契約をいいます。
- （４）「設置先」とは、そとねとの契約者が当社に届け出たエネルギーセンサーが設置される場所をいいます。
- （５）「サービスサイト」とは、そとねとのご契約者等のために、WEBブラウザ上で当社が提供するWEBアプリケーションをいいます。
- （６）「エネルギーセンサー」とは、そとねとのご利用にあたり、設置先の分電盤（ブレーカー）に取り付けるセンサー機器をいいます。
- （７）「SIMカード」とは、当社が本規約に基づき契約者に貸与する、契約者情報を記録したICカードをいいます。
- （８）「携帯電話事業者」とは、当社と直接または間接にワイヤレスデータ通信の提供にかかる相互接続協定その他の契約を締結している事業者をいいます。現在（2021年1月7日）の携帯電話事業者は、株式会社NTTドコモです。
- （９）「ワイヤレスデータ通信」とは、携帯電話事業者が提供する無線データ通信でパケット交換方式による符号の伝送を行うためのものをいいます。
- （１０）「契約者回線」とは、本サービス利用契約に基づいて、契約者および利用者が利用する電気通信回線をいいます。
- （１１）「端末機器」とは、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号）で定める種類の端末設備の機器をいいます。
- （１２）「自営端末機器」とは、SIMカードを利用するために当社が販売した端末機器をいいます。
- （１３）「協定事業者」とは、当社または携帯電話事業者と相互接続協定その他契約を結んだ電気通信事業者をいいます。
- （１４）「電気通信サービス」とは、電気通信設備を使用して他者の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他者の通信の用に供することをいいます。
- （１５）「電気通信設備」とは、電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備をいいます。
- （１６）「契約者識別番号」とは、電気通信番号規則で規定する電気通信番号または契約者回線を識別するための英数字もしくは数字の組み合わせをいいます。
- （１７）「消費税相当額」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税額ならびに地方税等（昭和25年法律第226号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額をいいます。
- （１８）「高速データ通信」とは、当社が別に定める通信の帯域制限（ただし、第10条（通信利用の制限）および第11条（通信時間等の制限）に規定する制限の場合は除く）を受けずに利用できるワイヤレスデータ通信。
- （１９）「利用開始日」とは、本サービスの提供を開始した日をいい、当社所定のお申込みの手続きが完了した当日をいいます。
- （２０）「利用開始月」とは、利用開始日が属する月をいいます。

第2条（規約の運用および変更）

1. 契約者、利用者（以下、総称して「ユーザー」といいます）は本サービスの利用にあたり、本規約を遵守するものとします。ただし、電気通信事業法にもとづき契約者に提供する書面において、本規約と異なる定めがある場合は、当該書面の規定が優先するものとします。
2. 当社は、民法第548条の4の規定にもとづき、本規約を変更することがあります。この場合、変更後の本規約の実施期日以後の本サービス内容は、変更後の本規約によります。
3. 当社は、本規約を変更する場合、変更後の本規約の実施時期までに相当な予告期間において、変更後の内容を電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。

第3条（本サービスの内容）

1. 本サービスは、当社が携帯電話事業者および協定事業者による卸電気通信役務を利用し、そとねとの契約者に対して、毎月申込時に選択した高速データ通信容量を付与した契約者回線（ワイヤレスデータ通信方式に対応するSIMカード等）を提供する電気通信サービスです。
2. 本サービスの提供にあたり必要となる端末機器は、当社が別途有償にて販売します。
3. 利用者は高速データ通信容量を、別紙1料金表に基づき変更することができます。高速データ通信容量を変更する場合には、毎月20日までに当社へ届け出ることとします。毎月20日までに届け出た場合は、翌月1日よりプラン変更が反映されます。
4. 利用月の途中から、即時高速データ通信のチャージを希望する場合、当社指定の方法により、データ容量を購入するものとします。データ容量および金額は別紙1料金表のとおりです。購入されたデータチャージ量は、毎月末日の23:59を持ってリセットされ、翌月へは引き継がれません。

第4条（本サービスの利用および申込条件）

1. 本サービスを申込みすることができる方は、そとねっとの契約者とします。
2. 本サービスの利用場所は、設置先に限られます。
3. 本サービスは、そとねっと1契約につき1回線（1契約者識別番号）まで申込みことができるものとします。
4. 契約者がそとねっとを解約した場合には、その理由を問わず本サービスも解約となります。
5. 契約者がそとねっと利用規約第13条1項各号に該当し、そとねっとの利用が停止されている場合には、当社は、本サービスの利用も同様に停止するものとします。

第5条（契約の成立）

1. 本サービスの利用を希望するお客さまは、予め本規約の内容を確認し、同意のうえ、当社所定の手続きに従って、本サービスの申込みを行うものとします。本サービス利用契約は、お客さまからの申込みを当社が承諾したときに成立します。
2. 本サービスの提供開始日は、本サービスの申込内容ならびに自営端末機器の設置方法によって異なります。
 - （1）そとねっとの新規申込と同時に申込みをいただいた場合は、当社が設置を委託した者が設置先に自営端末機器を設置した日から起算して10日後の日を提供開始日とします。
 - （2）そとねっとの新規申込み後に、本サービスをお申込みいただき、自営端末機器の設置・設定を当社に委託した場合は、当社が設置を委託した者が設置先に自営端末機器を設置した日を提供開始日とします。
 - （3）そとねっとの新規申込み後に、本サービスをお申込みいただき、ご契約者等が自営端末機器を設置する場合は、SIMカードおよび自営端末機器が設置先に配送された日を提供開始日とします。
 - （4）前三号の規定にかかわらず、本サービスの提供開始日がそとねっとの提供開始日より早い場合は、そとねっとの提供開始日を本サービスの提供開始日とします。

第6条（契約の不承諾）

当社は、次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの申込みを承諾しないことがあり、またその理由について一切開示義務を負わないものとします。

- （1）申込みの時点で、通信の取扱上余裕がないとき。
- （2）申込みの時点で、そとねっとに加入していないとき。
- （3）申込みの時点で、そとねっとを解約済み、または解約の申込を承っているとき。
- （4）本サービスを設置先以外で使用されることを希望するとき。
- （5）当社が発送した配送物が当社に返送されたとき。
- （6）第4条3項で定める数を超える申込みがあったとき。
- （7）過去に本サービスの契約を申込みした者が、第26条1項各号のいずれか該当し、本サービスの契約を解除されたとき。
- （8）そとねっと利用規約第6条各号、13条1項各号のいずれかに該当するとき。
- （9）その他、当社が適当でないと判断するとき。

第7条（本サービスの利用）

1. 本サービスは、契約者および利用者のみが利用できるものとします。なお、契約者は利用者に対し本規約の内容を知らしめ、遵守させるものとし、利用者の作為または不作為につき、自らのものとして当社に対し責任を負うものとします。
2. 本サービスの利用に関連して、契約者等が当社もしくは第三者（協定事業者または携帯電話事業者を含みます）に対して損害を与えた場合、または契約者等と第三者との間で紛争が生じた場合は、当該契約者等は自己の費用と責任において、かかる損害を賠償し、またはかかる紛争を解決するものとします。

第8条（課金開始日）

本サービスの課金開始日は、第5条2項で定めるサービス提供開始日からとなります。なお、本契約の成立日が月の途中の場合における本サービス利用料は、日割計算によって得た額とします。

第9条（通信区域）

1. 本サービスの通信区域は、携帯電話事業者の通信区域のとおりとします。本サービスは自営端末機器が当該通信区域内に在圏する場合に限り利用することができます。ただし、当該通信区域内であっても、屋内、高層建築物の中高層フロア、地下、ビルの陰、山間部等電波の伝わりにくい場所では、通信を行うことができない場合があります。
2. 携帯電話事業者は、技術上その他やむを得ない理由により、事前の通知なく無線基地局設備の移設や減設等を行うことがあります。この場合において、携帯電話事業者の通信区域内であっても通信を行うことができなくなる場合があります。
3. 当社は、本条の規定により契約者等が本サービスを利用できないことにより、契約者等に生じる一切の損害について責任を負わないものとします。

第10条（通信利用の制限）

1. 当社および携帯電話事業者ならびに協定事業者は、技術上、保守上、その他当社の事業上やむを得ない事由が生じた場合、または携帯電話事業者の提供する電気通信サービスの契約約款の規定もしくは携帯電話事業者と当社または協定事業者との間で締結される契約の規定に基づく、携帯電話事業者による通信利用の制限が生じた場合、通信を一時的に制限することがあります。
2. 当社および携帯電話事業者ならびに協定事業者は、本サービスにおける通信について、本サービスの円滑な提供のために、画像の

圧縮などの通信の最適化を行うことがあります。

3. 当社は、本条の規定により通信が制限され、通信が最適化されることにより、契約者等に生じる一切の損害について責任を負わないものとします。

第11条（通信時間等の制限）

1. 前条の規定による場合のほか、当社および携帯電話事業者ならびに協定事業者は、通信が著しく輻輳するときは、通信時間または特定地域の通信の利用を制限することがあります。

2. 前項の場合において、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取扱うため、電気通信事業法施行規則の規定に基づき総務大臣が告示により指定した機関が使用している移動無線装置（当社、協定事業者または携帯電話事業者がそれらの期間との協議により定めたものに限り）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます）をとることがあります。

3. 当社および携帯電話事業者ならびに協定事業者は、ユーザー間の利用の公平を確保し、ワイヤレスデータ通信を円滑に提供するため、動画再生やファイル交換（P2P）アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われるデータ通信、または、当社設備に著しい負荷を与えるデータ通信について速度や通信量を制限することがあります。

4. 当社および携帯電話事業者ならびに協定事業者は、本条に規定する通信時間等の制限のため、通信にかかる情報の収集、分析および蓄積を行うことがあります。

5. 当社は、本条の規定により通信時間等が制限されることにより、契約者等に生じる一切の損害について責任を負わないものとします。

第12条（通信時間・容量の測定）

1. 通信時間は、発信者および着信者双方の契約回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者または着信者による通信終了の信号を受けその通信をできない状態にした時刻までの経過時間として、当社（協定事業者または携帯電話事業者を含みます）の機器により測定します。

2. データ通信容量は、当社（協定事業者または携帯電話事業者を含みます）の機器により測定します。

3. 前二項の定めにかかわらず、契約回線等の故障等、通信の発信者または着信者の責めに帰すことのできない事由により通信を一時的に制限されたときは、協定事業者または携帯電話事業者が別途定める規定による時間を通信時間とします。

第13条（通信速度等）

1. 当社が本サービスの通信速度として表示している数値は、実際の通信速度を示すものではなく、接続状況、契約者が使用するSIMカード、自営端末機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化し、通信速度が低下するものであることを、契約者は承諾するものとします。

2. 当社は、本サービスにおける通信速度について、いかなる保証も行わないものとします。

3. 契約者は、電波状況等により、本サービスを利用して送受信されたデータ、情報等が滅失または破損することがあることを、予め承諾するものとします。

4. 当社は、本サービスを利用して送受信されたデータ、情報等が滅失または破損することにより、契約者等に生じる一切の損害について責任を負わないものとします。

第14条（契約者識別番号の付与、登録等）

1. 契約者識別番号の付与は、携帯電話事業者の定める約款に従い、当社が行います。

2. 契約者等は、本サービスを利用するための契約者識別番号の変更を請求することはできません。

3. 当社は、技術上または業務の遂行上やむを得ない理由があるときは契約者識別番号の変更をすることがあります。

4. 当社は、次の場合には、契約者のSIMカードについて契約者識別番号その他情報の登録、変更または消去を行います。

（1）SIMカードを貸与するとき。

（2）その他本規定により契約者識別番号を変更する場合。

第15条（禁止事項）

1. ユーザーは、本サービスを使用するにあたり次の行為を行ってはならないものとします。

（1）他人の商標権、著作権、その他知的財産権を侵害する行為。

（2）他人の財産権、プライバシー権、肖像権、その他の権利または利益を侵害する行為。

（3）他人を誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為。

（4）詐欺、業務妨害等の犯罪行為またはこれを誘発もしくは扇動する行為。

（5）わいせつ、児童ポルノ・児童虐待にあたる画像もしくは文書等を送信し、または掲載する行為。

（6）薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為。

（7）貸金業を営む登録を受けずに、金銭の貸付の広告を行う行為。

（8）無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為。

（9）法令もしくは公序良俗に違反する、または他の契約者もしくは第三者に不利益を与える行為。

（10）他人のWEBサイト等、本サービスにより利用しうる情報を改ざんし、または消去する行為。

（11）他人の管理する掲示板等（ネットニュース、メーリングリスト、チャット等を含みます）において、その管理者の意向に反する内容または態様で、宣伝その他の書き込みをする行為。

- (12) 他人になりすまして本サービスを使用する行為。(他の利用者のID情報を不正に使用する行為、偽装するためにメールヘッダ部分に細工を施す行為を含みます)
- (13) 受信者の同意を得ることなく、広告宣伝または勧誘のメール等を送信する行為。
- (14) 受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、またはそのおそれのあるメール等(嫌がらせメール)を送信する行為。
- (15) 違法行為(けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を請負し、仲介しまたは誘引(他人に依頼することを含む)する行為。
- (16) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為。
- (17) 位置情報を取得することができる端末機器を利用者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する行為、またはそのおそれがある行為。
- (18) 本人の同意を得ることなく不特定多数の第三者に対して自動電話ダイアリングシステムを用いたまたは合成音声もしくは録音音声等を用いて、商業的宣伝や勧誘などを行う行為。
- (19) コンピューターウイルス等有害なプログラムを使用もしくは提供する行為、またはそれらを支援、宣伝もしくは推奨する行為。
- (20) 情報を不正に取得する、書き換える、改ざんする、もしくは消去する行為、または事実と反する情報や社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かれる情報を送信もしくは掲載する行為。
- (21) 他の利用者になりすまして本サービスを利用する行為。
- (22) 当社の設備(協定事業者または携帯電話事業者の設備も含みます)、または第三者が管理するサーバー等の設備の運営を妨げる行為。
- (23) 他人の施設、設備もしくは機器に権限なくアクセスする行為。
- (24) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為。
- (25) 自己のID情報を他人と共有しまたは他者が共有しうる状態に置く行為。
- (26) 本サービスを、設置先以外で利用する行為。
- (27) ソフトウェア、プログラミング、ロボット等の自動装置を用いて、当社通信設備に負担をかける利用行為。
- (28) 利用回線を故意に保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為。
- (29) 多数の不完了呼を故意に発生させる、または当社(協定事業者または携帯電話事業者を含みます)の電気通信設備に著しい負荷を与える等により、通信の輻輳を生じさせるおそれのある行為。
- (30) SIMカードに登録されている電話番号、その他の情報を変更または消去する行為。
- (31) 利用者登録(そっとねっとにて本サービスを申込み、設置先を登録した場合も含みます)が行われているときは、その登録利用者のプライバシーを侵害する行為、またはそのおそれがある行為。
- (32) SIMカードを電気通信事業法および電波法関係法令が定める技術基準(以下「技術基準」といいます)に適合しない端末機器で利用する行為。
- (33) 前各号に定める行為を助長する行為。
- (34) 前各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為。
- (35) その他、当社が不適切と判断する行為。

2. 当社は、何人に対しても、前項に定める契約者等の行為が行われないよう監視し、またはこれを阻止する等の義務を負わないものとします。

3. ユーザーが本条第1項に規定される行為を行っている、または、行うおそれがあると当社が判断した場合、当社は当該ユーザーに対して、本人確認等の調査を行うことがあります。ユーザーは当該調査に協力する義務を負います。

第16条(自己責任の原則)

- 1. ユーザーは、本サービスを利用して行った自己の行為およびその結果について、責任を負います。
- 2. ユーザーが本サービスを利用して第三者に損害を与えた場合、ユーザーは自己の責任と費用をもって解決するものとし、当社に損害を与えないものとします。

第17条(他のインターネットサービス)

- 1. ユーザーは、本サービスを利用して当社以外の者が管理、運営するWEBサイト等のインターネット上のサービス(以下、「他のインターネットサービス」といいます)にアクセスする場合は、第15条(禁止事項)第1項各号に該当する行為を行わないものとします。また、他のインターネットサービスの管理者から当該サービスの利用にかかわる注意事項が表示されているときは、利用者はこれを遵守するものとします。
- 2. 当社は、他のインターネットサービスに関し、一切責任を負いません。
- 3. ユーザーは、他のインターネットサービスを利用する場合においても、第16条(自己責任の原則)が適用されることを承諾します。
- 4. 当社は、ユーザーが本サービスを利用することにより、インターネットに接続された世界中のいずれのWEBサイトにもアクセスできることを保証するものではありません。

第18条(著作権等)

- 1. ユーザーは、本サービスの利用に関して当社がユーザーに提供するソフトウェア、マニュアルその他情報(以下、「ソフトウェア等」といいます)(映像、音声、文章等を含みます。以下、同様とします)に関する著作権、商標、商号、技術その他に関する一切の

権利が、当社または当社に対してソフトウェア等を提供した第三者に帰属するものであることを確認するものとします。

2. ユーザーは、ソフトウェア等を自己使用の目的のみに利用することができます。ユーザーは、ソフトウェア等について自己使用以外の目的による複製を行わないものとし、ソフトウェア等をWEBサイトに掲載し、また公衆送信を行うこと等により、第三者による複製を行わせてはならないものとします。

3. ユーザーは、本サービスの利用を終了した場合には、速やかにソフトウェア等を消去するものとします。

4. 本条の規定に違反して紛争が発生した場合、ユーザーは、自己の費用と責任において当該紛争を解決するとともに、いかなる場合においても当社に損害を与えないものとします。

第19条（契約者の義務または本サービス利用の要件）

契約者は、本サービス利用契約において、当社から提供を受けた役務、その他一切について契約者等以外の第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。ただし、自営端末機器についてはこの限りではありません。

第20条（自営端末機器利用にかかる契約者の義務）

1. 契約者は、自営端末機器を技術基準に適合するよう維持するものとします。

2. 契約者は、自営端末機器について次の事項を遵守するものとします。

（1）自営端末機器を取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊しまたはその設備に線条その他の導体等を接続しないこと。ただし、天災事変その他の事態に際して自営端末機器を保護する必要があるときはこの限りではありません。

（2）故意に接続回線に保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

第21条（SIMカード）

1. 本サービスの利用には、SIMカードが必要となります。SIMカードは、当社が契約者に貸与するものであり、譲渡するものではありません。

2. 契約者は、SIMカードを善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

3. 契約者は、SIMカードをユーザー以外の第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。

4. 契約者によるSIMカードの管理不十分、使用上の過誤、契約者等以外の第三者の使用等による損害は契約者が負担するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。また、契約者等以外の第三者によるSIMカードの使用により発生した料金等については、全て当該SIMカードにかかる契約者の負担とします。

5. 契約者は、SIMカードが契約者等以外の第三者に使用されていることが判明した場合、直ちに当社にその旨連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。

6. 契約者の責めに帰すべからざる事由によりSIMカードが故障した場合に限り、当社は当社の負担においてSIMカードの修理もしくは交換（種類の異なるSIMカードへの交換はできないものとします。以下同じとします）をする義務を負うものとします。

7. 契約者は、SIMカードに登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出し、変更または消去してはならないものとします。

8. 契約者は、SIMカードに、当社、携帯電話事業者および第三者の業務に支障が生じる変更、毀損等をしないものとします。契約者の責めに帰すべき事由によりSIMカードが故障した場合は、その修理もしくは交換の費用は契約者の負担とします。なお、この場合、契約者は、修理もしくは交換のための費用を当社に支払うものとします。

9. 本サービス利用契約を解除する場合、契約者は、SIMカードを当社指定の場所に返送するものとします。なお、返送に要する送料は契約者の負担とします。

第22条（端末機器）

1. 本サービスを利用するために必要となる自営端末機器は、当社が販売したものに限りします。

2. 契約者は、技術基準に適合しない端末機器を使用して本サービスを利用してはならないものとします。

3. 当社は、前項の場合において、契約者または第三者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

第23条（本サービス提供の中断）

1. 当社は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を中断することができるものとします。

（1）本サービスにかかるコンピュータ、システム、電気通信設備、または通信回線等の点検、保守作業その他工事等を行うとき。

（2）本サービスにかかるコンピュータ、システム、電気通信設備、または通信回線等が事故により停止したとき。

（3）地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変等の不可抗力により本サービスの運営ができなくなったとき。

（4）第10条または第11条により通信利用を制限するとき。

（5）協定事業者または携帯電話事業者の約款により通信利用を制限するとき。

（6）その他、当社が中断を必要と判断したとき。

2. 当社は、前項により本サービスを中断する場合には、予めその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第24条（契約者からの利用の一時中断）

1. 当社は、契約者から当社所定の方法により請求があったときは、本サービスの利用の一時中断（その契約者識別番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします）を行います。

2. 前項に基づき、本サービスの利用の一時中断を受けた契約者が、当該利用の一時中断の解除を請求する場合は、当社所定の方法により行うものとします。

3. 本サービスの利用の一時中断および当該利用の一時中断の解除の手続きは、請求を受け付けてから一定時間経過後に完了します。

当該利用の一時中断の請求後、手続き完了までに生じた本サービスの利用にかかる月額基本料等の月額料金（以下「利用料金」といいます）は、契約者が利用したか否かにかかわらず、契約者の負担とします。

4. 本サービスの利用の一時中断があっても、本サービスの利用料金は発生します。

第25条（サービスの提供の停止）

1. 当社は、次のいずれかに該当する場合は、当社が定める期間、本サービスの提供を停止することができるものとします。

（1）契約者等が当社に届け出ている情報に変更が生じているにもかかわらず、その変更についての届出を怠っていることが判明したとき、または当社に届け出ている内容が事実と反することが判明したとき。

（2）契約者等が第三者に不利益を与える方法で本サービスを利用したとき。

（3）本サービスの利用料金等の支払いを怠った場合および、当社に対するその他の債務の履行を怠り、または怠るおそれがあるとき。

（4）第15条に定める禁止行為を行ったとき。

（5）第22条の規定に違反し、SIMカードを技術基準に適合しない端末機器で利用したとき。

（6）当社の業務または本サービスにかかる電気通信設備に支障を及ぼし、または支障を及ぼすおそれのある行為が行われたとき。

（7）本サービスが違法な状態で利用されたとき。

（8）前各号のほか、本規約の定め違反する行為が行われたとき。

2. 当社は、前項により本サービスを停止する場合には、予めその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3. 契約者は、利用停止期間中であっても、その期間中に生じた利用料金についてこれを支払うものとします。

4. 当社は、本条にもとづく利用の停止について、損害賠償または本サービスの利用料の全部または一部のご返金はいたしません。

第26条（当社が行う契約解除）

1. 当社は、次のいずれかに該当するときは、契約者に事前に通知することなく、直ちに本サービス利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。

（1）本サービス利用契約成立後に、第6条各号に該当する事由、その他当社が本サービス利用契約の締結を拒否すべき事由が判明したとき。

（2）支払停止もしくは支払不能となり、または破産手続開始、民事再生手続開始もしくはこれらに類する手続きの開始の申立てがあったとき。

（3）契約者が第15条各号に定める禁止行為を行ったとき。

（4）当社が、第25条に基づき本サービスの提供を停止した場合で、停止後当社の指定する期日までにその原因となった事由が解消されないとき。

（5）契約者等が、当社の問い合わせ窓口等に長時間の電話を行う、同様の問い合わせを過度に繰り返す、不当な義務もしくは要求等を強要する、または嫌がらせを行う等、当社の業務に支障を来たしたとき。

（6）そつとねっと利用規約第14条1項各号のいずれかに該当するとき。

（7）契約者等が本規約に違反したとき。

2. 前項による本サービス利用契約の全部または一部の解除は、当社の契約者に対する損害の賠償請求を妨げないものとし、当社は、本条に基づき当社が行った解除により契約者等に生じた損害について一切の責任を負いません。

第27条（契約者による本サービス利用契約の解約）

1. 契約者は、毎月末日付けにて本サービス利用契約を解約することができます。この場合、契約者は、当社所定の手続きにて毎月20日までに当社に届け出るものとします。

2. 解約月の利用料金については、別紙1料金表に準じます。

3. 本サービス利用契約の解約にあたり、当社に対し負っている債務がある場合には、契約者は、当社に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務を支払うものとします。

第28条（再契約）

1. 契約者は、契約者から本サービス利用契約を解約後、本サービスに必要な機器を所有している場合のみ、本サービスの再契約を申し込むことができます。

2. 本サービス利用契約の再契約により本サービスを利用する場合は、当社が貸与するSIMカードを使用するものといたします。

3. SIMカード貸与にあたり、別紙1料金表に定める発行手数料を申し受けます。

第29条（本サービスの廃止）

1. 当社は、本サービスの全部または一部を廃止することができます。

2. 当社は、前項により本サービスを廃止する場合は、3ヵ月前までにメール、サービスサイトでの掲示その他当社が定める方法で契約者に廃止の旨を通知し、かつそつとねっとホームページ等に掲示するものとします。

3. 当社は、本条に基づく本サービスの廃止により、契約者等に生じる一切の損害について責任を負わないものとします。

第30条（契約者等の情報の取扱い）

1. 契約者等は、当社が本サービスを提供するにあたり、契約者等が当社に届け出た情報を取得し、当社が定める「プライバシーポリシー」に従って取扱うことに同意するものとします。

2. 当社は、契約者等が当社に提供した情報、データおよび履歴情報等を、個人を特定できない形で統計的な情報として、当社の裁量で、利用および公開することができるものとし、契約者等はこれに異議を唱えないものとします。

第31条（第三者への委託）

当社は、本規約に基づく当社の業務の全部または一部を第三者に委託して行わせることができるものとします。

第32条（利用料金）

1. 利用料金は、別紙1料金表に定めるところによります。
2. 契約者は、別紙1料金表に定められた金額を支払うものとします。
3. 当社は、利用料金を改定することがあります。この場合、当社は改定日の1ヵ月前までに、メール、そつとねっとのサービスサイトでの掲示その他当社が定める方法で契約者に利用料金の改定を通知し、およびそつとねっとホームページ等に掲示するものとします。

第33条（利用料金の支払い）

1. 契約者は、課金開始日から起算して、第27条1項の規定に基づいて本サービス利用契約の解約を当社に届け出た日が属する月の末日までの期間について、別紙1料金表に定める利用料金を暦月毎に支払う義務を負うものとします。
2. 利用料金は、ご利用月の翌月以降に、そつとねっとの利用料金に合算されるものとし、契約者はそつとねっと利用規約第23条で定める方法によりこれを支払うものとします。
3. 当社に特別な事情がある場合、またはクレジットカード会社等の規約等が存在する場合、2月以上の利用料金を当社またはクレジットカード会社等が指定する期日までにお支払いいただくことがあります。

第34条（本サービスの利用不能による損害）

1. 当社の責めに帰すべき事由により当社が本サービスを全く提供できず、かつ契約者等が本サービスを利用できなかった状態であることを当社が認知したときから起算して48時間以上その状態が継続したときに限り、当社は次項に定める損害を賠償します。
2. 前項の場合、当社は、契約者等が本サービスを全く利用できない状態であることを当社が認知した時間以後その状態が連続した時間について24時間毎に日数を計算し、その日数に対応する利用料金を、発生した損害とみなしその額を賠償します。
3. 当社は、前項で定める損害以外の間接損害、特別損害、付随的損害、派生的損害、逸失利益、利用機会の喪失による損害等の責任を負いません。
4. 当社の故意または重大な過失により当社が本サービスを提供できなかった場合には、前三項の規定は適用しません。

第35条（免責）

1. 当社は、本サービスが契約者等の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、契約者等による本サービスの利用が契約者等に適用のある法令に適合すること、および不具合が生じないことについて、何ら保証するものではありません。
2. 当社は、故意または重過失による場合を除き、当社による、本規約の変更、契約者等の情報の削除、毀損または消失、本サービスの利用による機器の故障もしくは損傷その他本サービスに関して契約者等が被った損害につき、賠償する責任を一切負わないものとします。

第36条（損害賠償請求）

契約者は、契約者等が故意または過失により当社に損害を与えた場合、当社に対してその損害を賠償するものとします。

第37条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者は、自らが反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ本サービス利用契約期間中該当しないことを保証するものとします。なお、本条において「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、暴力団密接関係者およびその他の暴力的な要求行為もしくは法的な責任を超えた不当要求を行う集団または個人をいいます。
2. 契約者は、本サービスの利用に関して、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを、保証するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて当社の信用を棄損し、または当社の業務を妨害する行為。
 - (5) その他前各号に準ずる行為。
3. 当社は、契約者が前二項の表明・保証に違反した場合、または、本サービス利用契約の履行が反社会的勢力の活動を助長しもしくは反社会的勢力の運営に資すると判明した場合には、かかる事由が生じた時点以降いつ何時においても、何らの催告を要することなく、本サービス利用契約の全部または一部を解除できるものとします。
4. 前項の規定に基づき当社が本サービス利用契約の全部または一部を解除した場合、当社は、当該契約の全部または一部を解除したことに起因して契約者に損害が生じた場合であっても、何らこれを賠償ないし補償することを要しないものとします。

第38条（権利帰属）

1. 契約者等は、SIMカード、自営端末機器または本サービスを通じて当社が契約者に提供する情報（映像、音声、文書等を含みます。以下同じとします）等の本サービスに関する知的財産権が、すべて当社または当社に対してSIMカード、自営端末機器もしくは当該情報の利用を許諾した者に帰属するものであることを確認するものとします。また、契約者は、本サービス利用契約の締結が、本サービスに関する当社または当社に対してSIMカード、自営端末機器もしくは当該情報の利用を許諾した者の知的財産権の使用許諾を意味するものではないことを確認するものとします。
2. 契約者等は、前項に定めるSIMカード、自営端末機器または情報等を自己の利用目的にのみ使用するものとします。

第39条（譲渡禁止）

1. 契約者は、当社の書面およびサービスサイトによる事前の承諾なく、本規約または諸規定等から生ずる当社に対する権利、義務の全部または一部を第三者に譲渡もしくは貸与し、または担保の目的に供してはならないものとします。
2. 当社は、本サービスにかかる事業を他社に譲渡する場合には、当該事業譲渡に伴い、本サービス利用契約上の地位、本規約に基づく権利および義務ならびに契約者等が当社に届け出た情報および履歴情報、その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、契約者は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

第40条（連絡・通知）

本サービスに関する問い合わせその他契約者等から当社に対する連絡または通知、および本規約の変更に関する通知その他当社から契約者に対する連絡または通知は、当社の定める方法で行うものとします。

第41条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。

第42条（協議解決の原則および管轄裁判所）

1. 本サービスに関連して契約者と当社との間で問題が生じた場合には、両者間で誠意をもって協議するものとします。
2. 前項による協議をしても解決できず、訴訟の必要が生じた場合、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第43条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定および一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

附則：

2021年1月7日制定

料金表

別紙 1

本表で定める各種料金は、毎月末日締めとし、利用月の翌月に、そとねっとの利用料金と合算し、契約者がそとねっとの利用料金の支払いとして指定したクレジットカードに請求し、当該クレジットカード会社の規約に基づいて料金等を支払うものとします。

1. 料金プラン

プラン名	提供内容
3GBプラン	そとねっとの設置先限定で、毎月3GBの高速データ通信容量を付与した契約者回線（ワイヤレスデータ通信方式に対応するSIMカード等）を提供する提供するプランです。
10GBプラン	そとねっとの設置先限定で、毎月10GBの高速データ通信容量を付与した契約者回線（ワイヤレスデータ通信方式に対応するSIMカード等）を提供する提供するプランです。
25GBプラン	そとねっとの設置先限定で、毎月25GBの高速データ通信容量を付与した契約者回線（ワイヤレスデータ通信方式に対応するSIMカード等）を提供する提供するプランです。

2. 機器代

料金	
ルーター	19,500円（税込）

※そとねっと新規申込時に「Wi-Fi設置オプションあり」を選択している場合は、機器代にルーター代金が含まれています。

3. 月額利用料金

(1) 月額利用料金は、毎月1日から月末までの利用分を「1月」として算定し、課金開始日が属する月より、サービス利用契約解約月まで暦月ごとに契約者から申し受けます。なお、本契約の成立日が月の途中の場合における本サービス利用料は、日割計算によって得た額とします。

(2) 本サービスの解約日が、1月の期間中であっても、月額利用料金の日割計算はいたしません。

月額利用料金	
3GBプラン	1,100円（税込）
10GBプラン	2,200円（税込）
25GBプラン	2,750円（税込）

4. 高速データ通信容量変更料金

契約者は高速データ通信容量を変更することができます。毎月20日までに当社へ届け出た場合には、その翌月から反映します。変更後はご契約者からのお申出が無い限り、変更後の料金をサービス利用契約解約月まで暦月ごとに契約者から申し受けます。

5. データチャージ料

高速データ通信容量の即時追加をご希望の場合は、データチャージにより増量が可能です。購入されたデータチャージ量は、毎月末日の23:59を持ってリセットされ、翌月へは引き継がれません。

データチャージ料金	
1GBごと	1,650円（税込）

6. 手数料

SIMカード発行手数料

単位	料金額（税込）	内容
1申込みごと	1,320円	SIMカードを発行する際の事務手数料

※契約初期費用に含まれます。

7. 作業料

SIMカード設定料

作業料	
SIMカード設定料	27,500円（税込）

※再契約をされた場合で、SIMカードの設定をご希望のお客さまは、当社所定の方法でお申込みください。

8. 出張料金

離島または離島に準ずる遠隔地など一部エリアでの作業について、出張に要する実費を契約者から申し受けます。

そとねっとWi-Fi設置オプションの提供条件について

電気通信事業法第26条に基づき、そとねっとWi-Fi設置オプション（以下、「本サービス」）についてご説明します。以下の事項は、本サービスのご利用にあたり重要な事項ですので、十分にご理解いただきますようお願いいたします。

<サービスについて >

- ・サービスの名称：そとねっとWi-Fi設置オプション
- ・サービス提供者：ヤブシタエネシス株式会社
- ・サービスの内容：毎月一定の高速データ通信容量を付与した契約者回線（ワイヤレスデータ通信方式に対応するSIMカード等）を提供する提供するオプションサービスです。
- ・提供する通信回線は、株式会社NTTドコモの回線を利用したデータ通信サービスで、ヤブシタエネシス株式会社が仮想移動体通信事業者（MVNO）として提供します。（本回線はデータ通信回線のため、音声通話や110番、119番などの緊急通報はご利用いただけません）
- ・本サービスは、そとねっとを契約中に限り、申込み・利用が可能です。そとねっと解約時は、本サービスも解約となります。
- ・お申込みいただける契約数は、そとねっと1契約につき1契約とします。
- ・本サービスは、お申込み時にご登録いただいた設置先でのご利用に限られます。
- ・ご利用にあたり、そとねっとWi-Fi設置オプション利用規約（以下「利用規約」といいます。）への同意が必要です。必ずご一読いただきご了承のうえでお申込みください。また、ご利用中は規約を遵守するものとします。
- ・お申込み後に、利用規約第6条に該当した場合、お申込みをキャンセルさせていただく場合がございます。

<提供プラン>

プラン名	提供内容
3GBプラン	そとねっとの設置先限定で、毎月3GBの高速データ通信容量を付与した契約者回線（ワイヤレスデータ通信方式に対応するSIMカード等）を提供する提供するプランです。
10GBプラン	そとねっとの設置先限定で、毎月10GBの高速データ通信容量を付与した契約者回線（ワイヤレスデータ通信方式に対応するSIMカード等）を提供する提供するプランです。
25GBプラン	そとねっとの設置先限定で、毎月25GBの高速データ通信容量を付与した契約者回線（ワイヤレスデータ通信方式に対応するSIMカード等）を提供する提供するプランです。

<提供エリア>

- ・提供エリアは、株式会社NTTドコモホームページの「MVNO様のサービスをご利用される方へ」(<https://www.nttdocomo.co.jp/corporate/disclosure/mvno/user/>)より、ドコモエリアマップをご確認ください。なお、ご利用される自営端末機器により、サービスエリアは異なります。
- ・提供エリアであっても、ご使用される場所、周辺の障害物（建物、地形）などによりご使用になれないことがあります。また、高層ビル・マンションなどの高層階で見晴らしが良い場所であってもご利用できない場合がございます。

<通信速度について>

- ・本サービスにおける通信速度は、下り最大375Mbps以下となります。ただし、この速度は理論上の最大速度であり、実使用速度は、お客さまの利用される自営端末機器の仕様、ご使用される環境（エリア）、回線の状況（混雑）等により異なります。

<利用制限について>

- ・通信容量が一定容量をこえた場合、または通信時間が一定時間をこえた場合、その他当社の電気通信設備や他のお客さまの通信に支障が出るおそれがある場合、その通信を制限し、もしくは切断する場合があります。
 - ・本サービスでは、表示速度の向上、ネットワークの混雑緩和などを目的に、データの圧縮やトラフィック制御等を行う「通信の最適化」を行っております。
- ※最適化内容は、静止画・テキストの圧縮、SSL・動画ペーシング（データの送信ペースをコントロールする）となりますが、予告なく内容を変更する場合がございます。

<ご利用料金について>

下記に掲げる料金については、消費税込みです。

1. 月額利用料金

課金開始日以降、本サービス利用契約解約月まで、そとねっと月額利用料金と合算して暦月ごとに申し受けます。なお、本契約の成立日が月の途中の場合における本サービス利用料は、日割計算によって得た額とします。

3GBプラン	1,100円（税込）
10GBプラン	2,200円（税込）
25GBプラン	2,750円（税込）

2. SIMカード

SIMカード発行料は、SIMカードの紛失・盗難等により再発行を希望される場合に申し受けます。SIMカードの設定をご希望の場合、別

途設定料を申し受けます。なお、離島または離島に準ずる遠隔地など一部エリアでの作業について、出張に要する実費を契約者から申し受けます。

SIMカード発行料	1,320円（税込）
SIMカード設定作業料	27,500円（税込）

3. 機器代

本サービスは、当社が販売するルーターのみご利用可能です。そとねっとと本サービスを同時に新規お申込みいただいている場合は、機器代にルーター代金が含まれております。

料金	
ルーター代金	19,500円（税込）

<提供開始日・課金開始日について>

提供開始時期は、本サービスの申込内容ならびに自営端末機器の設置の方法により異なります。

1. そとねっとの新規申込と同時に本サービスのお申込みをいただいた場合

提供開始日は、当社が設置を委託した者が設置先に自営端末機器が設置した日から起算して10日後とします。

課金開始日は、提供開始日とします。なお、本契約の成立日が月の途中の場合における本サービス利用料は、日割計算によって得た額とします。

2. 既にそとねっとをご利用中で、本サービスをお申込みいただき、自営端末機器の設置・設定を当社に委託した場合（設置・設定料を申し受けます）

提供開始日は、当社が設置を委託した者が設置先に自営端末機器を設置した日が提供開始日とします。なお、本契約の成立日が月の途中の場合における本サービス利用料は、日割計算によって得た額とします。

3. 既にそとねっとをご利用中で、本サービスをお申込みいただき、お客さまにて自営端末機器を設置する場合

提供開始日は、SIMカードおよび自営端末機器が設置先に配送された日とします。（機器の設置・設定はお客さまご自身でご対応いただきます）

課金開始日は、提供開始日からとします。なお、本契約の成立日が月の途中の場合における本サービス利用料は、日割計算によって得た額とします。

※ただし、本サービスの提供開始日がそとねっとの提供開始日より早い場合、そとねっとの提供開始日を本サービスの提供開始日とします。

<料金のお支払いについて>

・契約時に申し受ける料金、および月々の料金等は、ご利用月の翌月にそとねっとのご利用料金と合算して、ご登録いただいたクレジットカードにご請求します。

・紛失、自営端末機器の故障等の理由で、回線の一時利用停止をお申し出いただいた場合、停止期間中も料金は発生します。

・本サービスのご利用料金のお支払いを確認できない場合、回線を利用停止する場合がございます。また利用停止中、定める期間までにお支払いいただけない場合は、本サービスならびにそとねっとの契約を解除する場合がございます。停止期間中の基本料金ならびに契約解除に伴う違約金等が発生します。

<解約について>

・ご解約を希望される場合は、そとねっとホームページのマイページよりお手続きが可能です。

・毎月20日までにお手続きいただいた場合は、当月末日付けで解約となります。毎月21日以降にお手続きいただいた場合は、翌月末日付けで解約となります。

・解約月の料金は、解約月の末日までの料金を申し受けます。

・そとねっとをご解約する場合、本サービスも解約となります。

・解約、SIMカード再発行等により不要になったSIMカードは、当社指定の住所までご返却いただけます。（返送にかかる送料はお客さまのご負担とします）

<SIMカード・通信機器の受渡方法について>

・SIMカードは、貸与品です。

・SIMカードおよび通信機器は、設置先に配送します。※設置先にお住まいの方に、予め配送品が届くことをお伝えください。

・長期不在等で受領されず当社に返送された場合は、本サービスの契約キャンセルをする場合がございます。またこの場合、発送にかかった実費をご請求させていただく場合がございます。

※そとねっとの申込と同時に本サービスの申込をいただいた方のみ

設置予定日までにSIMカードおよび通信機器の受取をしなかった場合、当日の設置作業がキャンセルとなる場合がございます。

<購入された通信機器について>

・弊社にて販売する通信機器は、SIMフリーです。本サービスをご解約された後も、搭載された仕様に適合する通信会社と回線契約を結ぶことで本通信機器をご使用いただくことができます。詳しくは通信会社もしくはメーカーにご相談ください。

・本通信機器は、お引渡し日から1年間のメーカー保証が付帯されております。故障時は、メーカーにご相談ください。お問い合わせ先は通信機器に付属する取扱説明書をご確認ください。

<ご利用時の注意事項>

- ・ご利用にあたっては、通信機器にAPN等の設定が必要です。APN接続情報については「APN接続情報について」を、通信機器の設定方法については、通信機器の取扱説明書をご参照ください。
- ・SIMカードを盗難・紛失した際には、すみやかに当社そとねっとサポートセンターまでご連絡ください。（回線の利用停止を承ります。）
- ・紛失・盗難、破損等によるSIMカードの再発行は、SIMカード発行手数料として1,320円（税込）申し受けます。

<APN 接続情報について>

接続設定に必要なAPN情報は以下のとおりです。ご利用される通信機器の取扱説明書などを参照し、接続設定を行ってください。

APN mvno.net ユーザー名 yabushitasim パスワード Yabu19631205 認証タイプ PAP、CHAPのいずれか ※AtremHT100LN（NECプラットフォームズ株式会社）のAPN設定手順は、下記オンラインマニュアルをご参照ください。

http://www.aterm.jp/function/ht100ln/guide/lte_3g.html

<個人情報の利用目的について>

- ・利用規約第30条に基づき本サービスの提供、本人確認、契約の締結・履行・解除、料金・サービス提供条件の変更、作業日および利用の停止・中止、契約解除の通知、料金の請求、資産・設備等の形成・保全、関連するアフターサービス、商品・サービスの改善・開発、商品サービスに関する電子メール・ダイレクトメール・電話・訪問などによるご案内、アンケートの実施、その他これらに付随する業務を行うために必要な範囲内において個人情報を利用させていただきます。
- ・当社は、前項の利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を業務委託先に開示・提供いたします。

<お問い合わせ>

【ヤブシタエネシス株式会社 そとねっとサポートセンター】

- ・電話でのお問い合わせ（土日祝日を除く10:00-16:30）
フリーダイヤル（固定電話からのみ） 0120-08-8282
ナビダイヤル（携帯電話、PHS、公衆電話） 0570-02-8282
- ・WEBフォームからのお問い合わせ
<https://sotto-net.com>

そっとねっとオンライン販売規約

この規約（以下「本規約」といいます）は、ヤブシタエネシス株式会社（以下「当社」といいます）が、そっとねっとに新たに申込をされる個人のお客さま（以下「新規申込者」といいます）に対して提供するオンライン販売（以下「本サイト」といいます）の利用に関して定めるものです。

本規約に定めのない事項については、そっとねっと利用規約およびそっとねっとWi-Fi設置オプション利用規約に定めるところによるものとします。

本サイトをご利用の契約者等は、本規約およびの内容をご承諾いただいたうえで本サイトをご利用いただくものとします。

第1条（本サイトでの注文可能な対象者）

当社が本サイトで取扱う商品を注文することができるお客さまは、契約者等に限られます。

第2条（商品の価格、販売条件）

1. 本サイトで取扱う商品の価格は、各商品に表示された価格にもとづきます。
2. 当社は、商品の販売にあたり要する費用として、商品代金のほか、配送料および消費税（以下「配送料等」といいます）を別途申し受けます。
3. 前項に定めるもののほか、契約者等が希望した場合には、商品の設置時期に応じ、同日追加設置作業料（商品の設置および設定にかかる料金として、27,500円）を別途申し受けます。
4. 販売数量に制限があるとき、またはその他の販売条件について画面上表記する場合がございます。
5. 本規約と特別条件の内容が異なる場合には、特別条件が優先的に適用されます。

第3条（支払い方法・支払い期限）

商品代金、配送料等、同日追加設置作業料は、契約者等が商品の引渡しを受けた月の翌月以降に、そっとねっとの利用料金と合算し請求されます。契約者等は、そっとねっと利用規約第24条、そっとねっとWi-Fi設置オプション利用規約第33条に定めるところにより、これを支払うものとします。

第4条（注文の完了、売買契約の成立）

1. 商品の注文は、契約者等が、本規約等に同意いただき、本サイトで当社指定の要領に従って必要事項を入力いただいた後、注文手続き完了画面が表示された時点で完了します。
2. 契約者等と当社との間の売買契約は、契約者等と当社間で成立するものとし、契約者等からの注文申込を承諾した旨を当社が契約者等に通知した時点で成立するものとします。
3. 契約者等が未成年の場合は、当該契約者等は、親権者または後見人（ご両親・保護者等）の方の同意を得たうえで注文いただくものとします。
4. 契約者等が保佐人または被補助人であって、注文にあたり保佐人または補助人の同意を得ることが必要な方である場合は、当該被保佐人または被補助人は、その同意を得たうえで注文いただくものとします。

第5条（当社による注文の取消、売買契約の解除）

1. 当社は、契約者等との売買契約が成立した後も、以下のいずれかに該当する場合には、当該契約は遡って成立しなかったものとし、契約者等に対しその旨を通知するものとします。
 - （1）契約者等が指定したクレジットカードについて、クレジットカード会社や株式会社ペイジェント（以下「請求事業者」といいます）等により、支払手段として利用できないことが判明したとき。
 - （2）転売・再販売その他仕入れ目的として商品を購入すると当社が判断したとき。
 - （3）契約者等の個人情報等に虚偽の事実が認められた場合、もしくは他者になりすますなど不正な申込みである、またはそのおそれがあると当社が判断したとき。
 - （4）商品の引き渡しまでに、そっとねっと利用規約第6条、第13条、第14条、第15条、第28条およびそっとねっとWi-Fi設置オプション利用規約第6条、第25条、第26条、第27条、第37条のいずれかに該当することが判明したとき。
 - （5）当社が注文内容にもとづき商品を発送したにもかかわらず、お客さまの不在等により一定期間を経過してもなお商品の引き渡しができなかったとき。
 - （6）注文された商品の引渡し先が、第7条1項に定める設置先または契約者等宅以外を指定されたとき。
 - （7）商品の欠品等により、商品引渡しの目処が立たないとき。
 - （8）その他、当社が注文取消、売買契約解除の必要を認めたとき。
2. 売買契約が成立しなかったときは、その注文は無効とします。
3. 商品の発送の遅れ、および遅れによる注文の変更・キャンセルに伴い契約者等に生じる損害については、当社に責めによる場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとします。

第6条（契約者等による注文内容の変更、キャンセル）

1. 契約者等は、商品の引渡しを受けるまでの間に注文内容を変更およびキャンセルする場合は、そっとねっとサポートセンターまで連絡するものとします。ただし、受注商品や数量限定の商品については、注文完了後の変更およびキャンセルは承れません。
2. 注文内容の変更およびキャンセルにあたり、そっとねっとサポートセンターに連絡いただいた時点でかかった費用（配送料や宅内サポート料）は、契約者等にご負担をいただくものとします。

第7条（商品の引渡し方法）

1. 商品の引渡し先は、原則としてそとねっとの契約で指定した設置先または契約者等宅に限られます。
2. 引渡し時期は、注文時期、注文内容および契約内容により異なります。
 - （1）そとねっとの新規契約と同時に注文いただいた場合で、引渡し先が設置先の場合は、そとねっとの提供に必要な機器を、当社指定の宅配業者による配送での引き渡しとなります。（お申込みの翌営業日から7営業日以内）
 - （2）そとねっとの新規契約と同時に注文いただいた場合で、引渡し先が設置先以外の場合はそとねっとの提供に必要な機器が、設置先に設置されたことを当社が確認した後に、当社指定の宅配業者によるお届けとなります。（設置日から14日以内のお届けとなります）
 - （3）そとねっとを契約中で、商品購入の注文のみいただいた場合は当社指定の宅配業者による配送での引き渡しとなります。（注文いただいた日から14日以内のお届けとなります）

第8条（所有権の移転）

注文された商品の所有権は、各クレジットカード会社の定める規定に従うものとします。

第9条（注文された商品の返品・交換）

1. 注文された商品の契約者等の都合による返品または交換は、商品引渡し後はお受けできません。
2. 前項の規定にかかわらず、引渡しを受けた商品が以下のいずれかに該当する場合、契約者等は、引渡しの日から8日以内（引渡しの日から8日目まで）に、そとねっとサポートセンターの休業日にあたる場合は、その翌営業日まで）に、そとねっとサポートセンターに連絡するものとし、当該商品をご連絡後7日以内に当社が指定する住所まで返送するものとします。この場合、当社は、商品の状態を確認したうえで、以下の（1）乃至（3）に該当する場合には商品の交換を行い、（4）に該当する場合には返品を承るものとします。
 - （1）注文内容と異なる商品が届いたとき。
 - （2）配送中の事故などにより、キズや汚れなどが生じたとき。
 - （3）電源が入らない、操作ができない等の初期不良があるとき。
 - （4）注文された商品が商品ページの記載内容と相違していることが明らかなき。
3. 配送途中の事故などで汚れ・傷等が生じた場合など、当社事由による返品・交換の場合、返送にかかる配送料は当社負担とさせていただきます。

第10条（商品の保証・アフターサービス）

1. 注文された商品に関する保証にかかる条件は、注文された商品と同梱される保証書の規定によります。
2. 注文された商品が故障した場合の問い合わせ・修理依頼は、商品と同梱される説明書等に記載の各メーカーが定める窓口へお申し出ください。

第11条（損害賠償）

1. 契約者等は、契約者等が故意または過失により当社に損害を与えた場合、当社に対してその損害を賠償するものとします。
2. 本サイトの利用によって契約者等に生じた損害に関して当社が負う損害賠償義務は、当社の故意または重大な過失があった場合を除き、契約者等が支払った商品の額を上限とします。
3. 当社は、第三者の責めに帰すべき事由によって本サイトのサービスの全部または一部を利用できないことについて、一切の責任を負いません。
4. 当社は、第三者による本サイトのサービスに対する情報の改竄・消去等により契約者等が被った損害に対して、一切の責任を負いません。

第12条（譲渡禁止）

1. 契約者等は、当社の書面による事前の承諾なく、本規約または諸規定等から生ずる当社に対する権利、義務の全部または一部を第三者に譲渡もしくは貸与し、または担保の目的に供してはならないものとします。
2. 当社は、本サービスにかかる事業を他社に譲渡する場合には、当該事業譲渡に伴い、利用契約上の地位、本規約に基づく権利および義務ならびに契約者等が当社に届け出た情報および履歴情報、その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、契約者等は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

第13条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者等は、自らが反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ利用契約期間中該当しないことを保証するものとします。なお、本条において「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、暴力団密接関係者およびその他の暴力的な要求行為もしくは法的な責任を超えた不当要求を行う集団または個人をいいます。
2. 契約者等は、本サービスの利用に関して、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを、保証するものとします。
 - （1）暴力的な要求行為。
 - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為。

(3) 脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。

(4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて当社の信用を棄損し、または当社の業務を妨害する行為。

(5) その他前各号に準ずる行為。

3. 当社は、契約者等が前二項の表明・保証に違反した場合、または、本契約の履行が反社会的勢力の活動を助長もしくは反社会的勢力の運営に資すると判明した場合には、かかる事由が生じた時点以降いつ何時においても、何らの催告を要することなく、利用契約の全部または一部を解除できるものとします。

4. 前項の規定に基づき当社が利用契約の全部または一部を解除した場合、当社は、当該利用契約の全部または一部を解除したことに起因して契約者等に損害が生じた場合であっても、何らこれを賠償ないし補償することを要しないものとします。

第14条（個人情報）

当社は、契約者等が注文にあたり入力いただいた個人情報を、別途定める「プライバシーポリシー」に従って、適切に取扱うものとします。

第15条（本規約の運用および変更）

1. 当社は、民法第548条の4の規定にもとづき、本規約を変更することがあります。この場合、変更後の本規約の実施期日以後の本サービス内容は、変更後の本規約によります。

2. 当社は、本規約を変更する場合、変更後の本規約の実施時期までに相当な予告期間において、変更後の内容を電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。

3. 当社、前項に基づき当社が行った措置により契約者等に生じた損害について一切の責任を負いません。

第16条（連絡・通知）

本規約に関する問い合わせその他契約者等から当社に対する連絡または通知、および本規約の変更に関する通知その他当社から契約者等に対する連絡または通知は、当社の定める方法で行うものとします。

第17条（準拠法）

本規約に関する準拠法は日本法が適用されるものとします。

第18条（協議解決の原則および管轄裁判所）

1. 本サイトに関連して契約者等と当社との間で問題が生じた場合には、両者間で誠意をもって協議するものとします。

2. 前項による協議をしても解決できず、訴訟の必要が生じた場合、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則：

2021年1月7日制定